



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年 1月16日金曜日 第2031号

◇ 目 次 ◇ 告 示

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（2件）.....	57
遊漁規則の変更認可.....	57
土地改良区役員の就退任の届出.....	58
市営土地改良事業の施行の同意.....	58
土地改良事業の工事完了の届出.....	58
開発行為に関する工事の完了.....	58
道路の区域変更（県道大三島環状線）.....	58
道路の供用開始（ " ）.....	59
道路の供用開始（県道大三島環状線）.....	59
道路の供用開始（県道糸山公園線）.....	59
道路の供用開始（県道今治丹原線）.....	59
道路の供用開始（県道今治波方港線）.....	60
建設業者の許可の取消し.....	60
開発行為に関する工事の完了.....	60
農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更の承認.....	60
道路の区域変更（県道長浜中村線）.....	61
道路の供用開始（ " ）.....	61

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	61
----------------------------	----

告 示

○愛媛県告示第79号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、上浮穴郡久万高原町二名地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成21年 1月16日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（暗渠排水事業・久万高原地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成21年 1月19日から 2月16日まで
- 縦覧場所
久万高原町役場

○愛媛県告示第80号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、上浮穴郡久万高原町東川、上野尻、中黒岩及び下畑野川地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成21年 1月16日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・久万高原地区）計画書

の写し

- 縦覧期間
平成21年 1月19日から 2月16日まで
- 縦覧場所
久万高原町役場

○愛媛県告示第81号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定に基づき、次のように遊漁規則の変更を認可した。

平成21年 1月16日

愛媛県知事 加戸守行

広見川漁業協同組合内共第21号第5種共同漁業権遊漁規則

- 漁業権者の名称及び住所
広見川漁業協同組合
北宇和郡鬼北町大字下鍵山 798 番地
- 漁業権の免許番号
内共第21号
- 認可に係る変更の内容
第7条を次のとおり改める。
（遊漁料の額及び納付の方法）
第7条 遊漁料の額は、次表のとおりとする。

種 別	漁 具・漁 法	期 間	遊漁料
第1種	徒手、手釣、竿釣（あゆ友釣りを除く）、たも網	1日	700円
		1年	2,000円
第2種	徒手、手釣、竿釣、あゆ友釣、たも網、なげ網、やす、投網、びん、はさみ、せん10本以内及びころばしうえ、かにかご、じんどを含む5個以内	1日	2,000円
		1年	ただし、ころばしうえ、かにかご、じんどは8月1日から12月31日まで 4,000円
特 種	せん30本以内	1年	5,000円
	ころばしうえ、かにかご、じんどを含む15個以内	8月1日から12月31日まで	5,000円
	狩刺網	8月1日から12月31日まで	15,000円
	鯉網	1年	10,000円
	うえ、やな	9月1日から12月20日まで	30,000円
老人・学生	（第7条第3項のとおり）		

- 遊漁料の納付は、組合又は各地区の支部長に納付するものとする。
- 遊漁者が中学生以下及び満75歳以上の者は、第1項の第1種の場合に限り無料とする。ただし、その者が第1項の第2種の遊漁を行う場合は遊漁料1,000円を納めなければならない。また特種の遊漁を行う場合には、その遊漁料を納めなければならない。

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成21年 1月16日

○愛媛県告示第82号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市大生院土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 1月16日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	櫛 部 敏 春	新居浜市大生院1920
"	神 野 正 男	新居浜市大生院529
"	野 口 敞 司	新居浜市大生院1216
"	野 口 明 幸	新居浜市大生院2010
"	野 口 和 也	新居浜市大生院1061
"	渡 辺 繁 教	新居浜市大生院1148
"	野 口 敦	新居浜市大生院1099 - 3
"	一 色 虎 雄	新居浜市大生院357 - 1
"	野 口 武 夫	新居浜市大生院1496 - 2
"	加 藤 勝 彦	新居浜市大生院473
"	畝 川 米太郎	新居浜市大生院725 - 5
監 事	村 上 嘉 一	新居浜市萩生1304 - 1
"	田 中 一 二 三	新居浜市大生院1210

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	櫛 部 敏 春	新居浜市大生院1920
"	神 野 正 男	新居浜市大生院529
"	野 口 敞 司	新居浜市大生院1216

"	野 口 明 幸	新居浜市大生院2010
"	野 口 和 也	新居浜市大生院1061
"	渡 辺 繁 教	新居浜市大生院1148
"	野 口 敦	新居浜市大生院1099 - 3
"	一 色 虎 雄	新居浜市大生院357 - 1
"	田 中 一 二 三	新居浜市大生院1210
"	加 藤 勝 彦	新居浜市大生院473
"	畝 川 米太郎	新居浜市大生院725 - 5
監 事	村 上 嘉 一	新居浜市萩生1304 - 1
"	野 口 武 夫	新居浜市大生院1496 - 2

○愛媛県告示第83号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・山口地区）の施行に平成21年1月6日同意した。

平成21年 1月16日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

○愛媛県告示第84号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、今治市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成21年 1月16日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	長谷地区	平成20年12月26日
県単独補助土地改良事業（農道）	御池地区	平成20年12月26日

○愛媛県告示第85号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成21年 1月16日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
20東四土（開）第17号 平成21年 1月 7日	四国中央市具定町倉之内398番1、399番9及び401番3	四国中央市川之江町2893番地1 富士住宅産業株式会社 代表取締役 白石 一 忠

○愛媛県告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 1月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大三島環状線	今治市大三島町肥海2131番3から 同市上浦町盛67番2まで	旧	メートル 5.0~18.5	キロメートル 0.267	道路台帳 付図【30】 4-12
		今治市大三島町肥海2132番6から 同市上浦町盛67番2まで	新	14.5~40.0	0.267	道路台帳 付図【30】 4-12

○愛媛県告示第87号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 1月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大三島環状線	今治市大三島町肥海2132番6から 同市上浦町盛67番2まで	平成21年 1月16日

○愛媛県告示第88号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 1月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大三島環状線	今治市大三島町肥海1845番2から 同市肥海1859番まで	平成21年 1月16日

○愛媛県告示第89号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 1月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	糸山公園線	今治市高部字旭方甲158番29地先から 同市波止浜字赤崎6番143地先まで	平成21年 1月16日

○愛媛県告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 1月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	今治丹原線	今治市延喜字鳥ノ上甲355番2から 同市延喜字鳥ノ上甲343番7まで	平成21年 1月16日

○愛媛県告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 1月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	今治波方港線	今治市東村三丁目甲456番2から 同市東村四丁目甲442番9まで	平成21年 1月16日

○愛媛県告示第92号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成21年 1月16日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-17)第12213号	平成18年 3月17日	(株)アーバンハウジング	宮竹 勝	松山市北斎院町13-1	平成20年 12月3日	建築工事業	建設業の廃止
(般-17)第15755号	平成17年 6月10日	(株)白井興業	白井 肇	松山市枝松4-5-37	平成20年 12月3日	とび・土工工事業	建設業の廃止
(般-19)第12841号	平成19年 9月20日	(有)誠建興	細川 誠一	松山市土居町686	平成20年 12月9日	土工工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(般-19)第8245号	平成19年 5月26日	(株)藤井組	藤井祐一郎	伊予市大平甲230	平成20年 12月9日	土工工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-18)第14833号	平成18年 10月15日	(有)アップスチール	大澤 克忠	松山市谷町甲221-9	平成20年 12月9日	鋼構造物工事業	建設業の廃止
(般-19)第13901号	平成19年 12月25日	(株)野中工業	村上 哲孝	松山市平井町甲2549-2	平成20年 12月9日	土工工事業 石工事業	建設業の廃止
(般-18)第4553号	平成19年 3月22日	(株)池本組	池本 敏夫	松山市北条辻571-10	平成20年 12月15日	土工工事業 とび・土工工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-19)第11796号	平成19年 12月19日	(有)大塚建設工業	大塚猪佐雄	松山市北斎院町484-1	平成20年 12月15日	土工工事業 建築工事業	建設業の廃止
(般-16)第15688号	平成17年 1月25日	トモ設備	石山 光宏	松山市立花4-1-12	平成20年 12月15日	土工工事業 とび・土工工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第93号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成21年 1月16日

愛媛県中予地方局長 梅木 要

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
20中局建(開)第52号 平成21年 1月5日	伊予郡砥部町原町395番、396番及び396番地先農道	松山市勝山町二丁目4番地7 株式会社ミツワ都市開発

○愛媛県告示第94号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成21年 1月16日

愛媛県知事 加戸守行

変更の承認を受けた農地保有合理化法人の名称	変更の承認に係る農地保有合理化事業の種類	承認年月日
社団法人 鬼北町農業公社	法第4条第2項第1号から第2号の2まで及び第4号に掲げる事業	平成21年 1月9日

○愛媛県告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 1月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	長浜中村線	大洲市多田甲964番2から 同市多田甲960番5まで	旧	メートル 8.8～11.2	キロメートル 0.066	
			新	5.2～8.7	0.066	

○愛媛県告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 1月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜中村線	大洲市多田甲964番2から 同市多田甲960番5まで	平成21年 1月16日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年 1月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年 1月 6日	NPO法人 玉川ダム一会	宮 崎 幸一郎	松山市恵原町甲1番地6	この法人は、地域住民およびボート愛好者に対して、玉川ダムの自然やその周辺の施設を利用したイベント、ボート競技などに関する事業を行うとともに、ボランティアにより保水事業や植林事業、ダム周辺の清掃などを行うことにより、自然環境の保全と町の経済活動の活性化を図り、地域社会全体の利益の貢献に寄与することを目的とする。